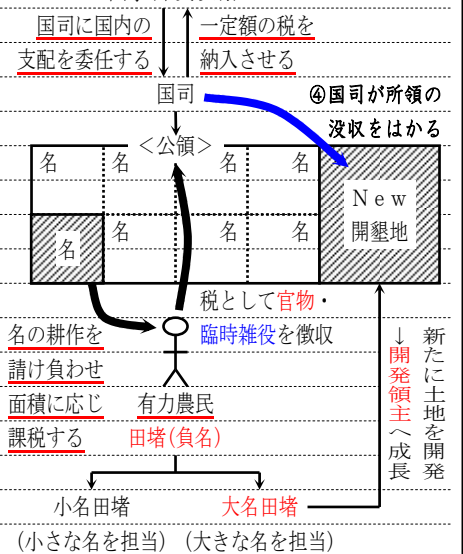


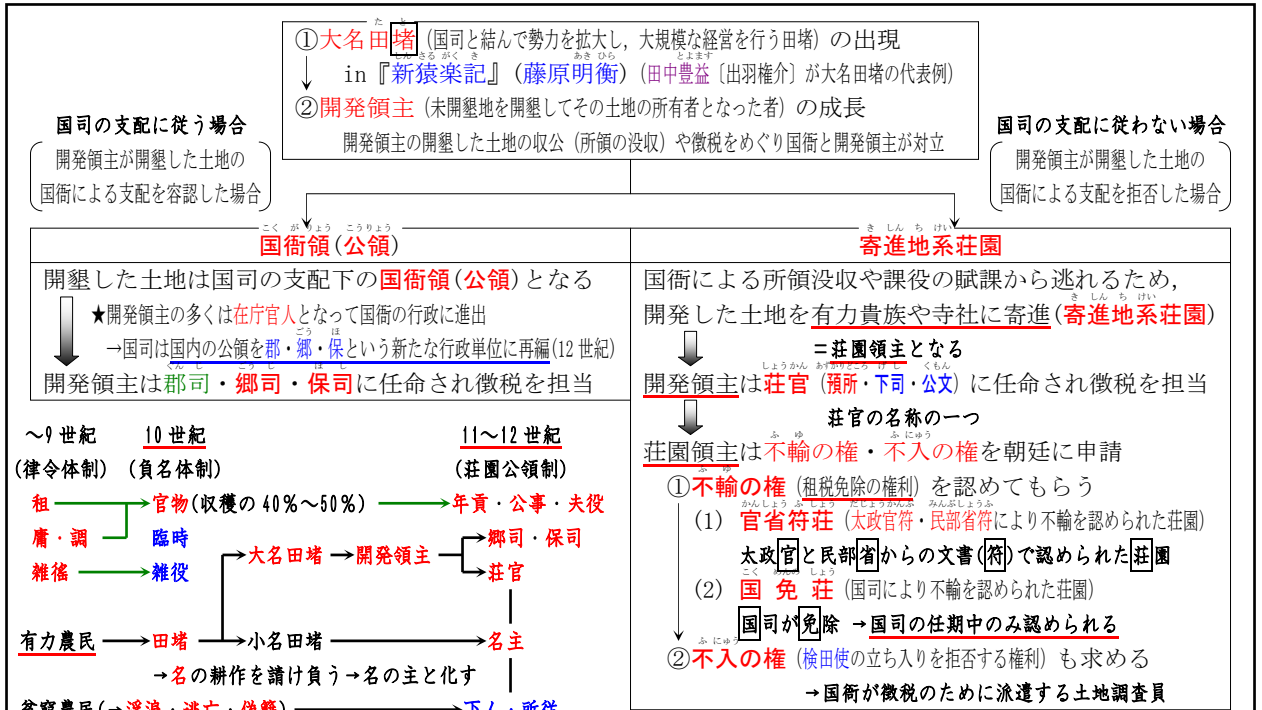
10 世紀=王朝国家(課税単位=土地税)

- ① **負名体制** (土地税に基づく徴収制度) ★為政者=藤原忠平 (朱雀天皇時)
- (1) 口分田などの公領を収公 (班田収授を廃止) **口分田を回収**
- (2) 公領を **名(名田)** という課税単位に編成する
- (3) **田堵** (負名) (有力農民) に一定期間、田地の耕作を請け負わせ、**名(名田)の面積に応じて課税する**
→ **官物** (租・調・庸の系譜)・**臨時雑役** (雑徭の系譜) を徴収
- ② 地方政治の転換 (律令体制の崩壊に伴い、**国司の権限を強化**)
- 国司に一定額の税の納入を請け負わせ、その代わりに一国内の統治を委ねる**
- (1) **国司は中央政府に対する徴税請負人の性格を強める**
→以降、地方政治の運営における**国衙(国司の政庁)**の役割が増大
★今まで地方政治を担っていた**郡衙(郡家)**(郡司の政庁)の役割は衰退
- (2) **国司は租税の課税率を決める権利を認められ、一定額の税を納めれば**
よいため**蓄財が可能になる** (国司の地位の利権化) →**成功・重任の盛行**
- [国司の地位の利権化] —
- ① **成功** (一定の財物を朝廷に納めて、国司などの官職に任命される)
- ② **重任** (一定の財物を朝廷に納めて、国司などの官職に再任される)
- ③ **受領** (現地に赴任する最上級の国司(守)=貪欲な者が多かった)
ex. **藤原元命** (尾張守)『**尾張国郡司百姓等解(文)**』(988)
31カ条にわたる悪政を郡司・百姓に訴えられる→翌年クビ
藤原陳忠 (信濃守)「**受領は倒れるところに土をつかめ**」
貪欲な受領の例として知られる in『**今昔物語集**』
- ④ **遙任** (現地に赴任しない国司一代わり**目代**を派遣し代行させる)
目代 (国務の代行者) が現地の**留守所** (国衙) の国務を担当し、
在庁官人 (国衙の実務にあたる現地の地方役人の総称) を指揮する
- ① 浮浪・逃亡・偽籍の激化+有力農民と院官王臣家の結びつき
= **戸籍・計帳の制度が崩壊し、戸籍・計帳に基づいて、班田収授を実施したり、徴税をするのはもはや不可能**
- ② 成年男子を中心に**庸・調**などを賦課する**人頭税**から(～9世紀)
土地の面積に応じて**官物**などを賦課する**土地税**へ転換(10世紀)

● 図解NOTE② [地方制度の転換]

- 国家(中央政府)





図解 NOTE ③ [荘園公領制 (荘園と公領からなる土地領有体制)]

